

消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(医療関係の非課税範囲)</p> <p>6-6-1 法別表第一第6号《医療等の給付》の規定による医療関係の非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく医療、生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療、<u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給に係る医療並びに障害者自立支援法の規定に基づく自立支援医療費の支給に係る医療</u></p> <p>(4)～(7) (省略)</p>	<p>(医療関係の非課税範囲)</p> <p>6-6-1 法別表第一第6号《医療等の給付》の規定による医療関係の非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) <u>身体障害者福祉法の規定に基づく更生医療の給付及び更生医療に要する費用の支給に係る医療</u>、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく医療、生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療<u>並びに</u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給に係る医療</p> <p>(4)～(7) (同左)</p>
<p>(介護保険関係の非課税の範囲)</p> <p>6-7-1 法別表第一第7号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定による介護保険関係の非課税範囲は次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1) 介護保険法の規定に基づく居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス イ～リ (省略)</p> <p>又 有料老人ホーム及び軽費老人ホーム <u>(4)ホに該当するものを除く。</u>に入居している要介護者について行う<u>特定施設入居者生活</u></p>	<p>(介護保険関係の非課税の範囲)</p> <p>6-7-1 法別表第一第7号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定による介護保険関係の非課税範囲は次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1) 介護保険法の規定に基づく居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス イ～リ (同左)</p> <p>又 <u>要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態(以下6-7-1において「認知症」という。)であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)</u>について、共同生活を営むべき住居において行う<u>認知症対応型共同生活介護</u></p> <p>ル 有料老人ホーム及び軽費老人ホームに入所している要介護者について行う<u>特定施設入所者生活介護</u> (要介護者の選定により提</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>介護</u>（要介護者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。）</p> <p>(2) 介護保険法の規定に基づく施設介護サービス費の支給に係る施設サービス</p> <p>イ <u>特別養護老人ホーム</u>（(4)へに該当するものを除く。）に入所する要介護者について行われる介護福祉施設サービス（<u>要介護者の選定による特別な居室の提供及び特別な食事の提供を除く。</u>）</p> <p>ロ 介護保険法の規定により都道府県知事の許可を受けた介護老人保健施設に入所する要介護者について行われる介護保健施設サービス（<u>要介護者の選定による特別な療養室の提供及び特別な食事の提供を除く。</u>）</p> <p>ハ 介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者について行われる介護療養施設サービス（<u>要介護者の選定による特別な病室の提供及び特別な食事の提供を除く。</u>）</p> <p>(3) 介護保険法の規定に基づく特例居宅介護サービス費の支給に係る訪問介護等（<u>令第 14 条の 2 第 1 項</u>《居宅サービスの範囲等》に規定する訪問介護等をいう。）又はこれに相当するサービス（<u>要介護者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等、特別な浴槽水等の提供、送迎、特別な居室の提供、特別な療養室等の提供、特別な食事の提供又は介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。</u>）</p> <p>(4) <u>介護保険法の規定に基づく地域密着型介護サービス費の支給に係る地域密着型サービス</u></p> <p>イ <u>居宅要介護者の居宅において介護福祉士等が行う夜間対応型訪問介護</u>（<u>居宅要介護者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等を除く。</u>）</p> <p>ロ <u>居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の</u></p>	<p>供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。）</p> <p>(2) 介護保険法の規定に基づく施設介護サービス費の支給に係る施設サービス</p> <p>イ 特別養護老人ホームに入所する要介護者について行われる介護福祉施設サービス（<u>入所者の選定による特別な居室の提供及び特別な食事の提供を除く。</u>）</p> <p>ロ 介護保険法の規定により都道府県知事の許可を受けた介護老人保健施設に入所する要介護者について行われる介護保健施設サービス（<u>入所者の選定による特別な療養室の提供及び特別な食事の提供を除く。</u>）</p> <p>ハ 介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者について行われる介護療養施設サービス（<u>入院患者の選定による特別な病室の提供及び特別な食事の提供を除く。</u>）</p> <p>(3) 介護保険法の規定に基づく特例居宅介護サービス費の支給に係る訪問介護等（<u>令第 14 条の 2</u> 《居宅サービスの範囲等》に規定する訪問介護等をいう。<u>以下 6－7－1 において同じ。</u>）又はこれに相当するサービス（<u>要介護者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等、特別な浴槽水等の提供、送迎、特別な居室の提供、特別な療養室等の提供、特別な食事の提供又は介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。</u>）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態（以下6-7-1において「認知症」という。）であるものについて、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センター、老人デイサービスセンター等の施設に通わせて行う認知症対応型通所介護（居宅要介護者の選定による送迎を除く。）</u></p> <p>ハ <u>居宅要介護者の居宅において、又は機能訓練等を行うサービスの拠点に通わせ若しくは短期間宿泊させて行う小規模多機能型居宅介護（居宅要介護者の選定による送迎及び交通費を対価とする資産の譲渡等を除く。）</u></p> <p>ニ <u>要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営む住居において行う認知症対応型共同生活介護</u></p> <p>ホ <u>有料老人ホーム及び軽費老人ホーム（その入居定員が29人以下のものに限る。）に入居している要介護者について行う地域密着型特定施設入居者生活介護（要介護者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。）</u></p> <p>ヘ <u>特別養護老人ホーム（その入所定員が29人以下のものに限る。）に入所する要介護者について行う地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（要介護者の選定による特別な居室の提供及び特別な食事の提供を除く。）</u></p> <p>(5) <u>介護保険法の規定に基づく特例地域密着型介護サービス費の支給に係る夜間対応型訪問介護等（令第14条の2第3項第2号《居宅サービスの範囲等》に規定する夜間対応型訪問介護等をいう。）又はこれに相当するサービス（要介護者の選定による交通費を対価とする</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>資産の譲渡等、送迎、特別な居室の提供、特別な食事の提供又は介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。)</u></p> <p>(6) <u>介護保険法の規定に基づく特例施設介護サービス費の支給に係る施設サービス（要介護者の選定による特別な居室の提供、特別な療養室の提供、特別な病室の提供又は特別な食事の提供を除く。)</u></p> <p>(7) <u>介護保険法の規定に基づく介護予防サービス費の支給に係る介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護（以下6-7-1において「介護予防訪問介護等」といい、要支援者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等、特別な浴槽水等の提供、送迎、特別な居室の提供、特別な療養室等の提供、特別な食事の提供又は介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。)</u></p> <p>(8) <u>介護保険法の規定に基づく特例介護予防サービス費の支給に係る介護予防訪問介護等又はこれに相当するサービス（要支援者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等、特別な浴槽水等の提供、送迎、特別な居室の提供、特別な療養室等の提供、特別な食事の提供又は介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。)</u></p> <p>(9) <u>介護保険法の規定に基づく地域密着型介護予防サービス費の支給に係る介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下6-7-1において「介護予防認知症対応型通所介護等」といい、居宅要支援者の選定による送迎及び交通費を対価とする資</u></p>	<p>(4) <u>介護保険法の規定に基づく特例施設介護サービス費の支給に係る施設サービス（要介護者の選定による特別な居室の提供、特別な療養室の提供、特別な病室の提供又は特別な食事の提供を除く。)</u></p> <p>(5) <u>介護保険法の規定に基づく居宅支援サービス費の支給に係る訪問介護等（要支援者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等、特別な浴槽水等の提供、送迎、特別な居室の提供、特別な療養室等の提供、特別な食事の提供又は介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。)</u></p> <p>(6) <u>介護保険法の規定に基づく特例居宅支援サービス費の支給に係る訪問介護等又はこれに相当するサービス（要支援者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等、特別な浴槽水等の提供、送迎、特別な居室の提供、特別な療養室等の提供、特別な食事の提供又は介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>産の譲渡等を除く。)</u></p> <p>(10) <u>介護保険法の規定に基づく特例地域密着型介護予防サービス費の支給に係る介護予防認知症対応型通所介護等又はこれに相当するサービス（居宅要支援者の選定による送迎及び交通費を対価とする資産の譲渡等を除く。)</u></p> <p>(11) <u>介護保険法の規定に基づく居宅介護サービス計画費の支給に係る居宅介護支援及び同法の規定に基づく介護予防サービス計画費の支給に係る介護予防支援</u></p> <p>(12) <u>介護保険法の規定に基づく特例居宅介護サービス計画費の支給に係る居宅介護支援又はこれに相当するサービス及び同法の規定に基づく特例介護予防サービス計画費の支給に係る介護予防支援又はこれに相当するサービス</u></p> <p>(13) <u>介護保険法の規定に基づく市町村特別給付として要介護者又は居宅要支援者に対して行う食事の提供</u></p> <p>(14) <u>生活保護法の規定に基づく介護扶助のための次に掲げる介護</u></p> <p>イ <u>居宅介護（生活保護法第15条の2第2項《介護扶助》に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護並びにこれらに相当するサービスに限る。)</u></p> <p>ロ <u>施設介護（生活保護法第15条の2第4項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保険施設サービス及び介護療養施設サービスをいう。)</u></p> <p>ハ <u>介護予防（生活保護法第15条の2第5項に規定する介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防</u></p>	<p>(7) <u>介護保険法の規定に基づく居宅介護サービス計画費又は居宅支援サービス計画費の支給に係る居宅介護支援</u></p> <p>(8) <u>介護保険法の規定に基づく特例居宅介護サービス計画費又は特例居宅支援サービス計画費の支給に係る居宅介護支援又はこれに相当するサービス</u></p> <p>(9) <u>介護保険法の規定に基づく市町村特別給付として要介護者又は居宅要支援者に対して行う食事の提供</u></p> <p>(10) <u>生活保護法の規定に基づく介護扶助のための居宅介護（同法第15条の2第2項《介護扶助》に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービスに限る。)</u> 及び施設介護</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護並びにこれらに相当するサービスに限る。)</u></p> <p><u>(注) イ及びハのこれらに相当するサービスとは、平成 12 年厚生省告示第 190 号「消費税法施行令第 14 条の 2 第 3 項第 12 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定するサービス」に規定するサービスに限られる。</u></p> <p>(社会福祉関係の非課税範囲)</p> <p>6-7-5 法別表第一第 7 号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(注) 同号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定に該当する資産の譲渡等は除かれることに留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 児童福祉法に規定する障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業又は子育て短期支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを営む事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p> <p>ハ (省略)</p> <p>ニ 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、<u>小規模多機能型居宅介護事業</u>又は認知症対応型老人共同生活援助事業及び同法</p>	<p>(社会福祉関係の非課税範囲)</p> <p>6-7-5 法別表第一第 7 号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(注) 同号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定に該当する資産の譲渡等は除かれることに留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 児童福祉法に規定する<u>児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業</u>、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業又は子育て短期支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを営む事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p> <p>ハ (同左)</p> <p>ニ 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業及び同法に規定する老人デイサービスセ</p>

改 正 後	改 正 前
<p>に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業</p> <p><u>ホ 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業（同法附則第8条第2項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。）</u></p> <p><u>ヘ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者相談支援事業、身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業</u></p> <p><u>ト 知的障害者福祉法に規定する知的障害者相談支援事業、同法に規定する知的障害者デイサービスセンターを経営する事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業</u></p> <p><u>チ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者社会復帰施設を経営する事業（精神障害者社会復帰施設（同法第50条の2第1項第2号《精神障害者社会復帰施設の種類》に規定する精神障害者授産施設及び同項第4号に規定する精神障害者福祉工場に限る。）を経営する事業において授産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。）</u></p> <p><u>リ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業</u></p> <p><u>ヌ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業</u></p>	<p>ンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業</p> <p><u>ホ 身体障害者福祉法に規定する<u>身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業、身体障害者相談支援事業、身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業</u></u></p> <p><u>ヘ 知的障害者福祉法に規定する<u>知的障害者居宅介護等事業、知的障害者デイサービス事業、知的障害者短期入所事業、知的障害者地域生活援助事業又は知的障害者相談支援事業、同法に規定する知的障害者デイサービスセンターを経営する事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業</u></u></p> <p><u>ト 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者社会復帰施設を経営する事業（精神障害者社会復帰施設（同法第50条の2第1項第2号《精神障害者社会復帰施設の種類》に規定する精神障害者授産施設及び同項第4号に規定する精神障害者福祉工場に限る。）を経営する事業において授産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。）<u>及び同法に規定する精神障害者居宅生活支援事業</u></u></p> <p><u>チ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業</u></p> <p><u>リ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>ル 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業</p> <p>ヲ 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）</p> <p>ヅ 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（第一種社会福祉事業及びイ～<u>ヲ</u>の事業において提供されるものに限る。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）</p> <p>カ (1)及び(2)の事業に関する連絡又は助成を行う事業</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>ヌ 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業</p> <p>ル 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）</p> <p>ヅ 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（第一種社会福祉事業及びイ～<u>ル</u>の事業において提供されるものに限る。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）</p> <p>ワ (1)及び(2)の事業に関する連絡又は助成を行う事業</p> <p>(3) (同左)</p>
<p><u>(包括的支援事業の委託に係る取扱い)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>6-7-10 市町村が包括的支援事業（介護保険法第115条の39第1項《地域包括支援センター》に規定する包括的支援事業をいう。以下6-7-10において同じ。）を委託した場合の取扱いは、次のとおりとなる。</u></p> <p><u>(1) 老人介護支援センターの設置者である法人に委託した場合</u></p> <p><u>老人介護支援センター（老人福祉法第20条の7の2第1項《老人介護支援センター》に規定する老人介護支援センターをいう。以下6-7-10において同じ。）の設置者である法人が包括的支援事業として行う資産の譲渡等は、老人介護支援センターを運営する事業として行う資産の譲渡等として法別表第一第7号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>等》に規定する社会福祉事業として行われる資産の譲渡等に該当し、非課税となる。</u></p> <p>(2) <u>(1)以外の法人に委託した場合</u> <u>(1)以外の法人が包括的支援事業として行う資産の譲渡等が、平成18年厚生労働省告示第311号「消費税法施行令第14条の3第5号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等」に規定する事業として行われる資産の譲渡等に該当するときは、令第14条の3第5号《社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲》の規定により、非課税となる。</u></p> <p>(学校教育関係の非課税範囲) 6-11-1 教育関係の非課税範囲は、次に掲げる役務の提供のうち授業料、入学金及び入園料、施設設備費、入学又は入園のための試験に係る検定料及び在学証明、成績証明その他学生、生徒、児童又は幼児の記録に係る証明に係る手数料及びこれに類する手数料を対価とするものであることに留意する。 (1)～(3) (省略) (4) 次に掲げる施設を設置する者が当該施設における教育(職業訓練を含む。)として行う役務の提供で、(3)のイからへまでの要件に該当するもの イ <u>独立行政法人水産大学校法に規定する独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法に規定する独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の施設、独立行政法人海技教育機構法に規定する独立行政法人海技教育機構の施設及び独立行政法人航空大学校法に規定する独立行政法人航空大学校</u> ロ～ハ (省略)</p> <p>(災害その他やむを得ない理由の範囲) <u>13-1-7 法第37条の2第1項又は第6項《災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消</u></p>	<p>(学校教育関係の非課税範囲) 6-11-1 教育関係の非課税範囲は、次に掲げる役務の提供のうち授業料、入学金及び入園料、施設設備費、入学又は入園のための試験に係る検定料及び在学証明、成績証明その他学生、生徒、児童又は幼児の記録に係る証明に係る手数料及びこれに類する手数料を対価とするものであることに留意する。 (1)～(3) (同左) (4) 次に掲げる施設を設置する者が当該施設における教育(職業訓練を含む。)として行う役務の提供で、(3)のイからへまでの要件に該当するもの イ <u>独立行政法人農業者大学校法に規定する独立行政法人農業者大学校、独立行政法人水産大学校法に規定する独立行政法人水産大学校、独立行政法人海技大学校法に規定する独立行政法人海技大学校、独立行政法人海員学校法に規定する独立行政法人海員学校及び独立行政法人航空大学校法に規定する独立行政法人航空大学校</u> ロ～ハ (同左)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>費税額の控除の特例の届出に関する特例》に規定する「災害その他やむを得ない理由」とは、 おおむね次に掲げるところによる。</u></p> <p><u>(1) 地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷、地すべりその他の自然現象の異変による災害</u></p> <p><u>(2) 火災、火薬類の爆発、ガス爆発、その他の人為による異常な災害</u></p> <p><u>(3) (1)又は(2)に掲げる災害に準ずる自己の責めに帰さないやむを得ない事実</u></p>	
<p><u>(災害等特例申請書の提出期限)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>13-1-8 法第 37 条の 2 第 2 項《災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例》(同条第 7 項において準用する場合を含む。)に規定する申請書の提出期限は、災害その他やむを得ない理由のやんだ日(以下 13-1-8 及び 13-1-9 において「災害等のやんだ日」という。)から 2 月以内となるが、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げるとおりとなることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 災害等のやんだ日が法第 37 条の 2 第 1 項に規定する選択被災課税期間又は同条第 6 項に規定する不適用被災課税期間の末日の翌日(当該課税期間が課税事業者^に該当する個人事業者のその年の 12 月 31 日を含む課税期間である場合は、当該末日の翌日から 1 月を経過した日)以後に到来する場合 法第 45 条第 1 項《課税資産の譲渡等についての確定申告》の規定による申告書の提出期限</u></p> <p><u>(2) (1)の場合で、通則法第 11 条《災害等による期限の延長》の規定により当該申告書の提出期限が延長された場合 当該延長された申告書の提出期限</u></p>	
<p><u>(簡易課税制度の不適用の特例申請ができる課税期間)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>13-1-9 法第 37 条の 2 第 6 項《災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例》の規定により災</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p>害その他やむを得ない理由の生じた日（以下 13-1-9 において「災害等の生じた日」という。）の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間において簡易課税制度の適用を受けることをやめることができる課税期間は、令第 57 条の 3 第 1 項各号《災害等があった場合の簡易課税制度の届出等に関する特例》に規定する要件のすべてに該当する課税期間のうち、いずれか一の課税期間に限られることに留意する。</p> <p><u>（注）災害等の生じた日の属する課税期間において法第 37 条の 2 第 6 項の承認を受けたときは、令第 57 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する要件に該当しないことから、その災害等を理由とするこの特例の対象となる翌課税期間以後の課税期間はないこととなる。</u></p> <p>（令第 72 条第 2 項に規定する用語の意義等）</p> <p>16-1-2 令第 72 条第 2 項《一部事務組合の一般会計・特別会計の区分》に規定する用語の意義等は、次のとおりである。</p> <p>(1)～(2) （省略）</p> <p>(3) 地方財政法施行令第 37 条各号《公営企業》に掲げる事業</p> <p>イ 水道事業</p> <p>ロ 工業用水道事業</p> <p>ハ 交通事業</p> <p>ニ 電気事業</p> <p>ホ ガス事業</p> <p>へ 簡易水道事業</p> <p>ト 港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）</p> <p>チ 病院事業</p> <p>リ 市場事業</p> <p>ヌ と畜場事業</p> <p>ル 観光施設事業</p> <p>ヲ 宅地造成事業</p> <p>ワ 公共下水道事業</p>	<p>（令第 72 条第 2 項に規定する用語の意義等）</p> <p>16-1-2 令第 72 条第 2 項《一部事務組合の一般会計・特別会計の区分》に規定する用語の意義等は、次のとおりである。</p> <p>(1)～(2) （同左）</p> <p>(3) 地方財政法施行令第 12 条各号《公営企業》に掲げる事業</p> <p>イ 水道事業</p> <p>ロ 工業用水道事業</p> <p>ハ 交通事業</p> <p>ニ 電気事業</p> <p>ホ ガス事業</p> <p>へ 簡易水道事業</p> <p>ト 港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）</p> <p>チ 病院事業</p> <p>リ 市場事業</p> <p>ヌ と畜場事業</p> <p>ル 観光施設事業</p> <p>ヲ 宅地造成事業</p> <p>ワ 公共下水道事業</p>

改 正 後	改 正 前
(4) (省略)	(4) (同左)